

です」

国民に顔を向けた公務サービスとなるために、「不当な支配に屈しない」ことを目指した「公務員の身分保障」が、非正規化で大きく揺らぎ、そんな中で、上司の顔色をうかがわないと職を失いかねない状況や、求職者のために頑張れば頑張るほど自分が失業に追い込まれる事態が頻発している。

「聖域なき改革」の素顔

ハローワークだけではない。二〇一八年七月二三日付の『東京新聞』は、「働き方改革関連法」で長時間労働の是正などを掲げる厚労省が、企業を監督・指導する労働基準監督官を三年間で五七一人増員する一方、労災申請に対応する担当官を六六六人減らす配置転換を計画していると報じた。人員削減による人手不足で労災認定には遅れが出ているにもかかわらず、「監督官を増やすため」に、労災担当官が減らされれば、労災認定業務はいつそう支障をきたす恐れがある。「働き方改革」へ向けて目に見える部分では態勢強化をうたう一方で、裏では労働行政の人員を削減するという手法だ。

公務の「働き方改革」が、このように、非正規の固定化、その労働権の制限、公共サービスの削減に終わってしまう背景にあるのが、先に述べた小泉政権以来の「聖域なき構造改革」路線による財政削減だ。公立学校の非正規教員問題は、その代表例とも言える。

非正規教員の比率は調査によって異なるが、二〇一六年の総務省調査では九・九%、二〇一三年度の文科省調査では一六・五%に達する。引き金を引いたのは、小泉構造改革下での「定数崩し」の容認だった。

ここでは、義務教育の国庫負担割合が従来の二分の一から三分の一に減らされ、教員一人分の人件費で複数の非正規教員を雇ってもいいことになった。文科省事務次官を務めた前川喜平の『週刊東洋経済』(二〇一七年九月一六日号)でのインタビューは、そのいきさつをわかりやすく説明している。

「あの頃は前門に総務省、後門には財務省がいた」と前川は語る。義務教育は、人が人を教える仕組みだから、当然、人件費がほとんどを占める。財務省は、バブル崩壊後の不況の中で税収が減り、財政削減をしたいと考えていた。総務省は、地方交付税の膨張を整理するよう求められていた。この二省が案出したのが「国庫補助負担金の廃止・縮減」「税財源の移譲」「地方交付税の一体的な見直し」をセツトにした「三位一体改革」(二〇〇二年閣議決定)だった。国から地方に出ている国庫補助負担金を減らし、これに見合う税財源を地方税の形で回すことで「地方の自由裁量」を増やし、国からの地方交付税を減らすという「改革」だ。その際に、公共事業の補助金は「投資」であることを理由に削減対象から外され、教育や福祉などの「人件費」に狙いが絞られた。標的となったのは、この分野が「ナショナルミニマム」(国民的最低保障)であるために金額が多かったからだ。こうした人件費にかかわる補助金を持っている文科省や厚労省が、「地方の自由度を高めるといふが、結局は義務教育の水準を下げる自由を与えるだけ」などと抵抗すると、「省益のために負担金を手放さない、とめちやくちや悪口を言われ」(前川)、教育と社会保障部門から予算は削減されていく。このような人件費切り下げと、教育への住民ニーズの高まりの乖離を埋める形で、非正規教員は「臨時的任用職員」として増加を続ける。

二〇一七年の日教組による「臨時・非常勤教職員の緊急実態調査」(二月一六日～四月一五日、インターネットを通じて二〇一一人が回答)は、その過酷な実態を浮かび上がらせる。まず、多くの自治体で給料に